

別表十四(一)付表 「特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、基準期間がある特殊支配同族会社（法第35条第1項《特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入》に規定する特殊支配同族会社をいいます。以下同じです。）が、法第35条第2項に規定する基準所得金額を計算する場合に使用します。

(注) 基準期間とは、当期首前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（その各事業年度又は各連結事業年度のうちに特殊支配同族会社に該当しない事業年度又は連結事業年度がある場合には、その該当しない事業年度又は連結事業年度のうち、最も新しい事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度を除きます。）をいいます。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「基準期間がある場合における前三年基準所得金額の計算」の「基準期間内事業年度等」の「①」及び「②」	基準期間がある場合に、その基準期間に含まれる各事業年度又は各連結事業年度のうち、当期前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（当期前2年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度を除きます。）を「①」の欄に、当期前2年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（当期の直前の事業年度又は連結事業年度を除きます。）を「②」の欄に、それぞれ記載します。	各欄に記載すべき事業年度又は連結事業年度が複数ある場合は、それぞれ段を分けて記載してください。
「所得の金額又は欠損金額1」	基準期間に含まれる各事業年度又は各連結事業年度の別表四の「所得金額又は欠損金額」又は別表四の二付表の「個別所得金額又は個別欠損金額」を記載します。	欠損金額又は個別欠損金額が生じた事業年度又は連結事業年度の場合には、数値の前に△印を付してください。
「欠損金等の控除額2」	基準期間に含まれる各事業年度又は各連結事業年度の次に掲げる金額を記載します。 (1) 法第57条第1項《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額 (2) 法第81条の9第1項《連結欠損金の繰越し》の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額のうちその特殊支配同族会社に帰せられる金額	
「業務主宰役員給与額3」	基準期間に含まれる各事業年度又は各連結事業年度に業務主宰役員（法第35条第1項に規定する業務主宰役員をいいます。）に対して支給した給与の額のうち、法第34条《役員給与の損金不算入》又は第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》（法第34条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定により損金の額に算入されなかった部分の金額に相当する金額を控除した金額を記載します。 なお、法第35条第1項又は第81条の3第1項（法第35条第1項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定により損金の額に算入されなかった金額がある場合には、その金額	基準期間に含まれる各事業年度又は各連結事業年度が平成18年4月1日前に開始した事業年度又は連結事業年度である場合は、業務主宰役員に対して支給した給与の額には、平成18年改正前の法人税法第35条の規定により損金の額に算入されない金額を含まないものとされます。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	をその各欄の内書として記載します。	
「調整所得金額 4」又は「調整欠損金額 5」	基準期間に含まれるそれぞれの事業年度又は連結事業年度ごとに「1」の欄の金額、「2」の欄の金額及び「3」の欄の金額の合計額(内書の金額がある事業年度又は連結事業年度にあつては、その内書の金額を合計額から控除した後の金額)を計算し、その計算した金額が、0 以上の金額であれば「調整所得金額 4」に記載し、0 未満の金額であれば「調整欠損金額 5」に記載します。	「調整欠損金額 5」の記載に当たっては、数値の前に△印を付さないでください。
「基準期間内事業年度等の調整所得金額から控除される調整繰越欠損金額の計算」の各欄	基準期間前の事業年度又は連結事業年度から繰り越される調整欠損金額がない場合には、記載する必要はありません。	
「調整繰越欠損金額 7」	「基準期間直前事業年度等」以外の欄にあつては前期の別表十四(一)付表「11」の欄の金額(連結法人にあつては、その連結法人に係る金額)をそれぞれの事業年度又は連結事業年度ごとに記載し、「基準期間直前事業年度等」の欄にあつてはこの明細書の「16」の欄の「②」の金額を記載します。 なお、特殊支配同族会社最初事業年度等(特殊支配同族会社に該当することとなった最初の事業年度又は連結事業年度をいいます。以下同じです。)の翌事業年度又は翌連結事業年度のこの明細書の記載に当たっては、その特殊支配同族会社最初事業年度等前の各事業年度又は各連結事業年度に係る「調整繰越欠損金額 7」の各欄は、その特殊支配同族会社最初事業年度等における別表七(一)「1」の欄の金額(連結法人にあつては、別表七の二付表二に記載されたその連結法人に係る金額)をそれぞれの事業年度又は連結事業年度ごとに記載します。	令第 72 条の 2 第 6 項《特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額及び基準所得金額の計算等》の規定により同条第 5 項第 3 号イ及びロに掲げる金額に含むものとされる金額又は含まないものとされる金額は、「調整繰越欠損金額 7」の各欄の金額に加算し、又は、これらの金額から控除します。
「前三年調整所得金額」の「8」、「9」及び「10」の各欄の「①」	「当期前三年前事業年度等の調整所得金額 8」、「当期前二年前事業年度等の調整所得金額 9」及び「当期直前事業年度等の調整所得金額 10」の各欄の「①」の欄には、それぞれ「調整所得金額 4」の「①」、「②」及び「③」の欄の金額を移記します。	
「前三年調整所得金額」の「調整所得金額から控除される調整繰越欠損金額」の各欄	「前三年調整所得金額」の「①」の欄に記載された調整所得金額(令第 72 条の 2 第 5 項第 1 号に規定する調整所得金額をいいます。以下同じです。)から「調整繰越欠損金額 7」の各欄に記載された金額をこれらの金額のうち最も古い事業年度又は連結事業年度の金額から順次控除するものとした場合に控除されることとなる金額を記載します。 なお、「当期前三年前事業年度等の調整所得金額 8」の「①」、「当期前二年前事業年度等の調整所得金額 9」の「①」及び「当期直前事業年度等の調整所得金額 10」の「①」の複数の欄に調整所得金額の記載がある場合にあつては、それらの調整所得金額の生じた事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度の調整所得金額から順次控除するものとして記載します。	左記により順次控除する場合にあつても、その控除されることとなる調整繰越欠損金額は、その生じた事業年度又は連結事業年度開始の日以後 7 年以内に開始した「8」、「9」及び「10」の欄に係る事業年度又は連結事業年度に生じた調整所得金額の残額が限度とされることに御注意ください。
「差引翌期調整繰越欠損金	「調整繰越欠損金額 7」の欄に記載した金額から「当	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
額 11」	期前三年前事業年度等の調整所得金額 8」の欄に記載した金額を控除した金額を記載します。 この場合、翌期の基準期間に含まれる各事業年度又は各連結事業年度のうち翌期前 3 年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（翌期前 2 年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度を除きます。）が、調整繰越欠損金額の生じた事業年度又は連結事業年度開始の日以後 7 年以内に開始した事業年度又は連結事業年度である場合には、記載しません。	
「調整欠損金額 12」	前期の別表十四（一）付表「5」の「①」の欄の金額のうち、基準期間開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度（特殊支配同族会社に該当する事業年度又は連結事業年度に限ります。）で、令第 72 条の 2 第 7 項に規定する調整繰越欠損金額のある事業年度又は連結事業年度に係るものについて記載します。	令第 72 条の 2 第 6 項の規定により同条第 5 項第 3 号イ及びロに掲げる金額に含むものとされる金額又は含まないものとされる金額は、「調整欠損金額 12」の各欄の金額に加算し、又は、これらの金額から控除します。

3 根拠条文

法 35、令 72～72 の 2、平成 18 年改正令附則 16⑧